

那須塩原市建築物耐震改修促進計画（三期計画）の概要

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

第1章 計画の目的等

○計画の目的

- ・本計画は県の「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」に基づき、住宅、建築物の耐震化を計画的に促進することにより、市民の生命や財産を保護することを目的とします。

○計画期間

- ・令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 想定される地震の規模、被害の予測

第3章 住宅・建築物の耐震化の目標等

○耐震化率目標

| 種類 | (二期計画) | | (三期計画) |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 令和2年度末 目標 | 令和2年度末 実績 | 令和7年度末 目標 |
| 住宅 | 95% | 86% | 95% |
| 多数の者が利用する建築物 | 95% | 88% | 95% |
| 防災上重要な市有建築物 | 100% | 98% | 100% |

〔目標設定の考え方〕

- ・住宅は、これまでの進捗等を踏まえ、国の基本方針及び県計画の目標と同様に設定します。
- ・多数の者が利用する建築物は、国の基本方針及び県計画の目標と協調した目標とします。
- ・防災上重要な市有建築物は、目標をおおむね達成したため、対象建築物個別の耐震化進捗管理を進めます。

第4章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

○基本的な取組

- ・耐震化の促進に関する普及啓発。相談しやすい環境の整備や負担軽減等の施策を講じることにより、所有者等の耐震化の取り組みをできる限り支援する。

○住宅の耐震化の促進

- ・相談窓口の充実。耐震アドバイザーの派遣。パンフレット等の作成、配布による普及啓発。ダイレクトメールの送付。出前講座の実施。ホームページ等による周知など。
- ・耐震診断、補強計画策定、耐震改修及び耐震建替えに対する補助事業。

○建築物の耐震化の促進

- ・多数の者が利用する建築物等の所有者等に対し、耐震診断の必要性の周知及び耐震改修に関する指導、助言を行う。

○地震時の被害を軽減するための安全対策

- ・外壁等の落下、ブロック塀倒壊等の危険性の周知及び指導。天井脱落対策など。
- ・エレベーター等の基準適合、安全化を促進する。
- ・住宅、建築物の定期的な点検、維持保全の必要性について周知を行う。

第5章 計画の推進に向けて

- ・所有者等、県、市は適切な役割分担のもと、住宅・建築物の耐震化の推進に努めます。
- ・耐震化の進捗状況や施策の実施状況を一定期間ごとに検証します。
- ・法に基づく指導、助言等について適切に実施します。